

京丹後市行財政改革大綱

— 市政改革のアウトライン —

地域の力を再生し、新しいふるさとを創造するシナリオ

平成16年12月



京丹後市

はじめに

平成16年4月に旧6町が合併し誕生した京丹後市は、新たな歴史に向けて歩み始めたところであります。

しかしながら、長引く地域産業の低迷や国の三位一体改革、交付税の削減などにより本市の財政状況は大変厳しい状況となっています。また、真の分権型社会を目指し、京丹後市としての特徴あるまちづくりに向けて取り組んでいくことが強く要請されています。

そのためには、行財政改革の推進が最重要課題となっており、京丹後市行財政改革推進委員会の中でご審議いただき答申いただいた内容に基づき、まとめたのがこの大綱であります。

この大綱は、新生・京丹後市の行財政経営の指針となるものであり、市民の皆様と市行政が一致し、協力・協働して取り組んでいかなければその達成はありえず、これに向けた真剣な取組の過程を通じて、京丹後市の希望ある未来が築かれていくものと思います。

今後、この大綱に基づき具体的な推進計画を定めていきますが、明日の京丹後市の飛躍を願って、市民の皆様と市が一丸となってお互いが知恵を出し合いながら、生き生きとしたふるさとを創るための行財政改革を進めてまいりましょう。

平成16年12月

京丹後市長 中山 泰

目 次

第1章 新生・京丹後市の創造に向けて	1
第1節 なぜ、行財政改革を行うのか	1
第2節 この改革がめざすもの	2
1 市民とともに進める地域経営	
2 財政の健全化	
3 合併による課題の解消	
第3節 改革のテーマ	3
第2章 改革への取り組み	4
※大綱の体系	
第1節 市民本位の開かれた行財政運営の推進	5
1 市民と行政の協働に向けた環境づくり	
2 行政評価制度の導入	
第2節 より質の高い行政サービスの提供	6
1 行政サービスの向上	
2 民間委託等の推進	
3 外郭団体等の見直し	
4 会館等公共施設の見直し	
第3節 効率的で生産性の高い行財政運営の推進	7
1 組織・機構の見直し	
2 職員定員等の適正化	
3 職員人材育成の推進	
4 財政の健全化	
5 補助金の適正化	
6 事務事業の見直し	
第4節 その他	12
第3章 改革の実現に向けて	12
1 大綱の目標年度	
2 行財政改革推進体制と進行管理	
語句の説明	13

第1章 新生・京丹後市の創造に向けて

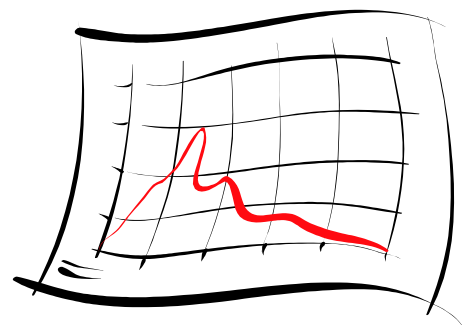
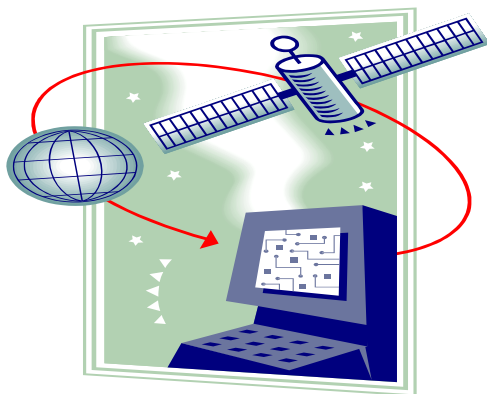
第1節 なぜ、行財政改革を行うのか

現在のわが国は、高度情報通信社会の到来や国際化の進展といった社会環境の変化に対応するため、分権型社会に移行している段階にある。同時に、一向に回復の兆しが見えない経済情勢の中で、少子・高齢社会への急速な進展に対応しなければならず、地方財政の運営とその役割はますます重要なものとなってきている。

このような社会経済情勢の中で、京丹後市は平成16年4月に誕生したが、合併に起因した公共サービスの違いなどが見受けられ、また合併前には予想していなかった『三位一体改革』による地方交付税の大幅な削減は、本市の財政運営に大きな影響を与えている。

しかしながら、市民の真の幸せと市の発展につながる未来を切り開き、次代を担う子どもたちへのかげがえのない「ふるさと京丹後市」を創り上げなければならない。

こうしたことから、京丹後市として早急に「行財政改革」に取り組み、従前の手法による経費の削減や事務事業の見直しだけではなく、「行政が市民に対して何をなすべきか一辺倒でなく、市民が行政とどのようにして協働していけるのか、また、市民が市民社会に何が貢献できるのか」について市民と行政が知恵を出し合い、また地方自治とは何かを問い直して、本市行政が市民に対して総合的な責任を果たすことのできるよう、抜本的な改革を行うための『京丹後市行財政改革大綱』を策定して、行財政運営の指針とするものである。



第2節 この改革がめざすもの

1 市民とともに進める地域経営

地域経営とは、住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPO、行政など、地域で暮らし活動している多種多様な人々が、価値観の違いを踏まえながらも合意形成を図りつつ、地域の課題とビジョンを共有し、その解決と実現に向かって実践していく住民自治のことである。

自己決定・自己責任が求められる現在の分権型社会において、持続可能な地域社会を創造するためには、この地域経営の実践により、京丹後市という地域全体のあり方、市民ニーズに対応した経営体としての行政組織のあり方や行政手法をゼロベースで見直し、市民全体での実践によって地域を経営することが求められている。

特に、行政は、市民の要求に適切に対応するため、市民と共に取り組む方が効果的な施策については市民と目的を共有し、また市民と対等な立場でお互いを理解・協力し合ってそれぞれの役割を認識しながら共に取り組む「協働」の概念により、市民にとってより良い地域の実現、市民の豊かな暮らしの実現をめざしていかなければならない。

2 財政の健全化

合併に大きな財政効果を期待して誕生した京丹後市であるが、その財政状況は非常に厳しい状況にある。特に、合併直後の行政運営は、物件費が増大するなど非効率な部分が顕在化し、合併による効率的な行政運営までに多少の時間を要する見込みである。

さらに今後、三位一体改革等により多額の財源不足が生じるという一層厳しい状況が予想され、抜本的な財政の健全化対策を必要としている。

このため、積極的な財源確保に努めながら歳出を縮減し、歳入規模に見合った財政運営に取り組むことや、情報公開等によって透明性を高めるとともに市民の知恵や能力を活用しつつ、効率的な行財政運営を実現しなければならない。



収入と支出のバランスを考え



必要なものをしっかり見定める

3 合併による課題の解消

市民ニーズを的確に把握し、市民満足度と利便性の向上を図り、地域力を高めるための財政運営、地域の非常時にも対応可能な組織機構へ転換し、市民本位の行財政運営を推進しなければならない。

特に、合併時の想定を超えた課題については、合併時の約束事を踏まえつつ、平準化を進めるものと地域の特性とすべきものを見極めるなどして解消し、地域の魅力を生かしながら公平で公正な公共サービスを提供しなければならない。



市民の目線で



迅速な政策決定



市民と手を取り合って進める行政

第3節 改革のテーマ

新生・京丹後市づくり ―地域の力を再生し、新しいふるさとを創造する―

本市の行財政改革は、新生・京丹後市という明確な特色を持った自治体を創り上げることである。いうまでもなく、地方自治の目的は「市民の幸せ」であり、本市の使命は、地域の活力を再生し、これを可能にする地域社会を実現することにある。

このため、次の3点をテーマとし、行財政改革を推進する。

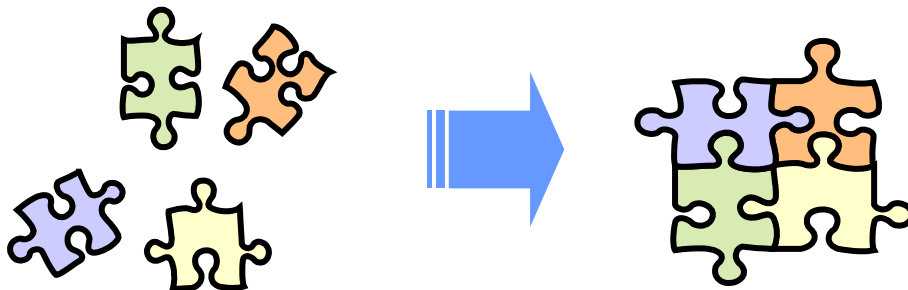
1 「地域力」を高め、市民とともに京丹後市を経営する

公共サービスは行政当局のみが担うのではなく、住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPOなどの多元的な主体をパートナーとし、市民と行政が積極的に協働していく「地域力」を基盤として、市民起点の行財政運営を行う。



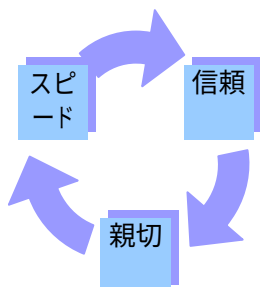
2 市民の知恵や能力を活用しつつ、自立した地域を築く行財政システムをつくる

コスト削減、効率的・効果的な行財政運営を念頭に、市の政策や施策、事務事業全般にわたって検証し、抜本的な見直しを行うとともに、市民の知恵や能力を活用しつつ、新たな行財政手法の導入により、厳しい財政状況を克服し、市民ニーズに対して総合的な責任を果たせる行財政運営を行う。



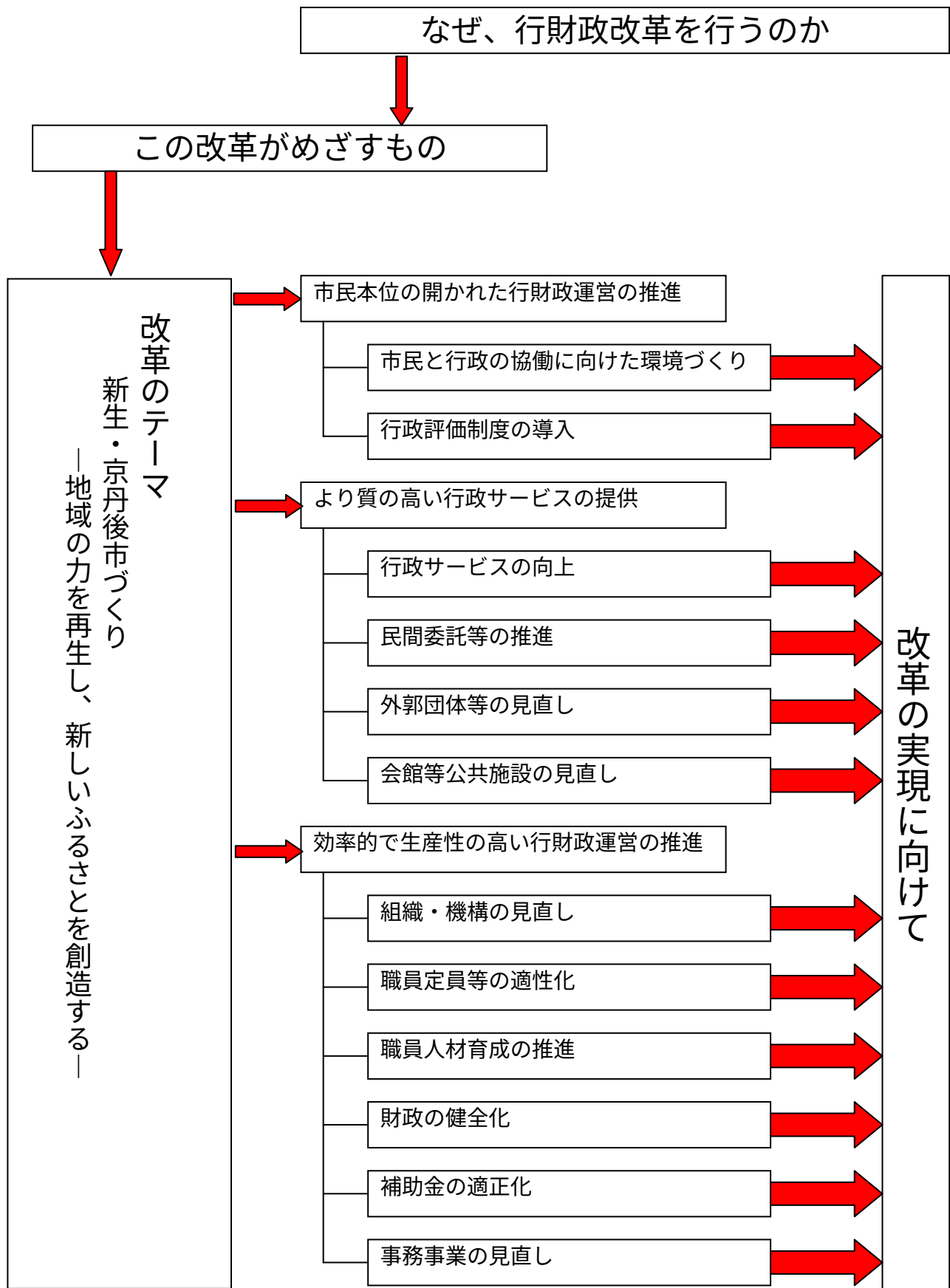
3 市民満足度の高い市民本位のサービスを提供する

合併時の約束事を重視しつつ、現時点での状況を加味しながら行政サービスのあり方を追求し、合併による諸課題の早期解消に努めるとともに、公務員は市民への奉仕者であるとの考え方のもと、サービス精神とコスト意識を持って行政サービスの提供を行う。



第2章 改革への取り組み

※大綱の体系



第1節 市民本位の開かれた行財政運営の推進

1 市民と行政の協働に向けた環境づくり

(1) 市政への参加の環境づくり

審議会等の会議の公開、パブリックコメント制度など既に実施している取り組みの周知徹底を一層図るとともに、市民にとって「わかりやすい」ということに視点を置き、市民委員会の設置など新たな情報の提供・共有の取り組みを検討し、市政への参加の環境づくりを一層推進する。

(2) 職員の協働に対する意識づくり

職員が地域の一員としての意識を強く持ち、市民との対話・活動により地域の現状・課題を把握し、協働の必要性・あり方について認識を深めるなど、職員の意識づくりを推進し行政運営に生かす。

(3) 協働のパートナーに向けての活動支援

市民活動団体等が行政との協働のパートナーとして、有効な取り組みを行うことができるよう、市民活動団体等への活動支援や、地域に必要とされる人材の発掘・育成を推進する。

(4) 協働の仕組みづくり

公共サービスの様々な分野でより効果的な協働の取り組みが行えるよう、市の行政課題を検討する市民組織の設置など、協働の仕組みを検討する。

特に、本市において繋がり深い自治組織との関わりについては、市の組織体制やその地域性を踏まえ、協働の仕組みを検討する。

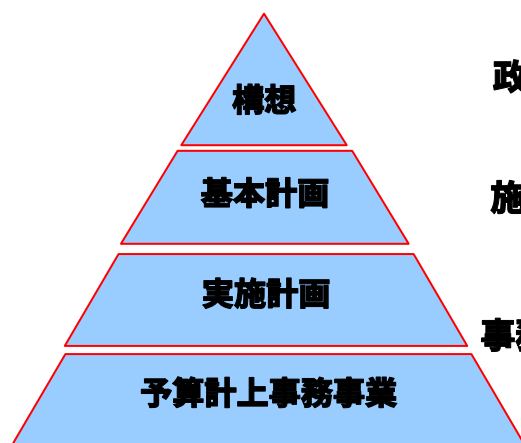
2 行政評価制度の導入

簡素で効率的かつ効果的で透明性の高い行財政運営と、さらには成果重視型の行政運営を実践するため、その適切なマネジメントを行うことを目的としたシステムを確立する。

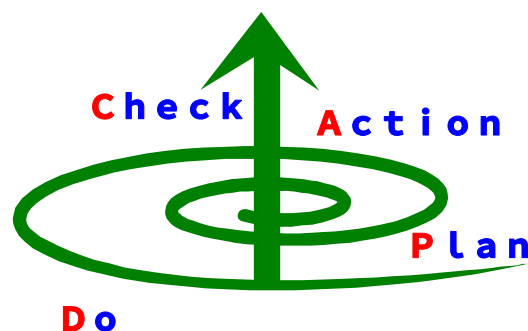
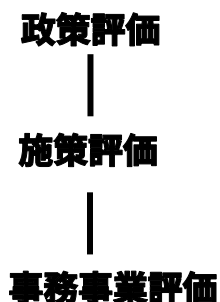
そのため、本市総合計画に基づく各階層と関連付けた行政評価制度を導入して経営手法を改善し、これらの制度運用と評価実施を行う。

またこのシステムは、内部管理的な活用や職員の意識改革を図るための活用、行政評価委員会（仮称）の設置などによる市民との協働による活用、さらには戦略的経営を行うなど、その運用目的を常に明確にし、柔軟で機動性のあるものとして改善を図りながら、将来に向けて進化・発展するしくみとして構築する。

【総合計画体系】



【行政評価体系】



第2節 より質の高い行政サービスの提供

1 行政サービスの向上

(1) サービス提供システムの構築

合併により生じた課題や市民からの苦情・要望を的確に把握し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、サービスの質の改善と向上に向けたシステムを構築し、市民に信頼される市政をつくる。

(2) サービスを提供する職員の意識改革

職員の待遇改善を全庁的な運動として取り組み、「市役所職員が変わってきた」とはっきりわかる職員の意識改革を推進する。また、コストと利便性の両方を追求しながら、便利さ、わかりやすさ、親切さが実感できるサービスの提供に取り組む。

(3) 電子自治体の推進

市民と行政が情報を共有するため、人とITの融合による地域情報システムを構築し、電子申請を含め市民生活に必要なサービスを迅速かつタイムリーに提供する。また、庁内情報システムを活用して、意思決定の迅速化や行政運営の効率化を図るとともに情報システムの信頼性や安全性、個人情報の保護等の対策に取り組む。

(4) サービスの公平性の確保

合併時の約束事を踏まえつつ、新市におけるバランスを考慮しながらサービスの質と量を見定め、公平で公正なサービスを提供する。また、限定的、選択性のあるサービスは、受益に応じた適正な負担を求める。

2 民間委託等の推進

(1) 民間委託・民間移譲の推進

事務事業の必要性及び公と民との役割分担を見極める中で、市が事業主体として実施すべき業務であっても、「民間が行ったほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本に民間委託を推進する。また、事務事業自体は必要性があるものの、市がその事業主体として継続していく必要性が失われ、または乏しくなっている事務事業は民間への移譲を検討する。

これを積極的かつ計画的に推進するため、行政責任を担保するための基準の作成を含め、民間委託・民間移譲の推進に係るガイドラインを策定する。

(2) 民間委託等の受け皿に関する検討

市民と協働した公共サービスの提供方策並びに行政サービスを補完、代行する法人設立の可能性と効果を検討し、民間委託等による市民活動の活発化及び雇用拡大、地域経済の活性化を図る。

(3) 新たな分野の民間委託の検討

行政の内部管理業務等新たな分野における民間委託の可能性を検討し、さらなる事務事業の効率化を追求する。

3 外郭団体等の見直し

本市が出資している団体の実施事業や業務の運営体制、情報公開の状況を検証し、経営の健全化・透明化を勧める。

また、本市における団体の存在意義を踏まえ、各団体への本市出資分を管理する上位法人設立の可能性を含め、団体のあり方や統廃合の必要性について検討する。

4 会館等公共施設の見直し

(1) 施設の維持管理方法の見直し

会館等公共施設（集会施設、文化・体育施設、福祉施設及び観光施設等）について、指定管理者制度を適用するなど効率的で公正な維持管理の方策を検討する。

特に、区等の集会施設については、市の財政負担を含めた維持管理形態に違いがあるため、そのあり方・方向性を検討し、統一化を図る。

なお、設置意義が変移、希薄化した施設については、統廃合も視野に入れ検討する。

(2) 施設サービスの向上

業務内容等を見直し、市民ニーズに適合した運営を目指すとともに、業務時間・休館日等を見直し、市民が利用しやすい運営形態を検討する。

また、コスト意識を持ち、市の財政負担の軽減を図る。

第3節 効率的で生産性の高い行財政運営の推進

1 組織・機構の見直し

(1) わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立

「本庁の分庁舎方式」や「本庁と市民局の関係」など、現在本市が抱えるこれらの諸問題について、現状と経過を踏まえながら積極的に検討し、市民にとってわかりやすく、適切に行政サービスを提供できる組織体制を構築する。

また、市民局については、市民に身近な行政機関として、市の広域性、旧町の地域性、市民の利便性及び財政状況を考慮して、そのあり方を検討する。当面は、本庁と市民局の業務体制の整合性を図り、各部署の業務内容をわかりやすく整理し、市民にとって利用しやすいものとする。

(2) 迅速で機能的な機構の整備

機構については、政策執行の推進及び行政サービスの提供において、的確な人数、適切な事務内容となっているか検討し、その体制に応じた人員配置、事務の配分等を行う。

また、市民ニーズを把握しながら、社会情勢や多様な行政需要に対し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を基本に、現行組織にとらわれない横断的な組織体制づくりを検討し、トップマネジメントが有効に機能する機構を構築する。

(3) 行政関連施設のあり方

行政関連施設（保育所、幼稚園、学校及び病院等）は、市民ニーズに即した弾力的・効果的な運営を検討し、より質の高いサービスを提供する。

また、施設の規模、利用状況、利便性を考え、民間活力の利用等の可能性と効果の検討を含め、より効率的、経済的な組織・運営体制を検討する。

(4) 危機管理体制の整備

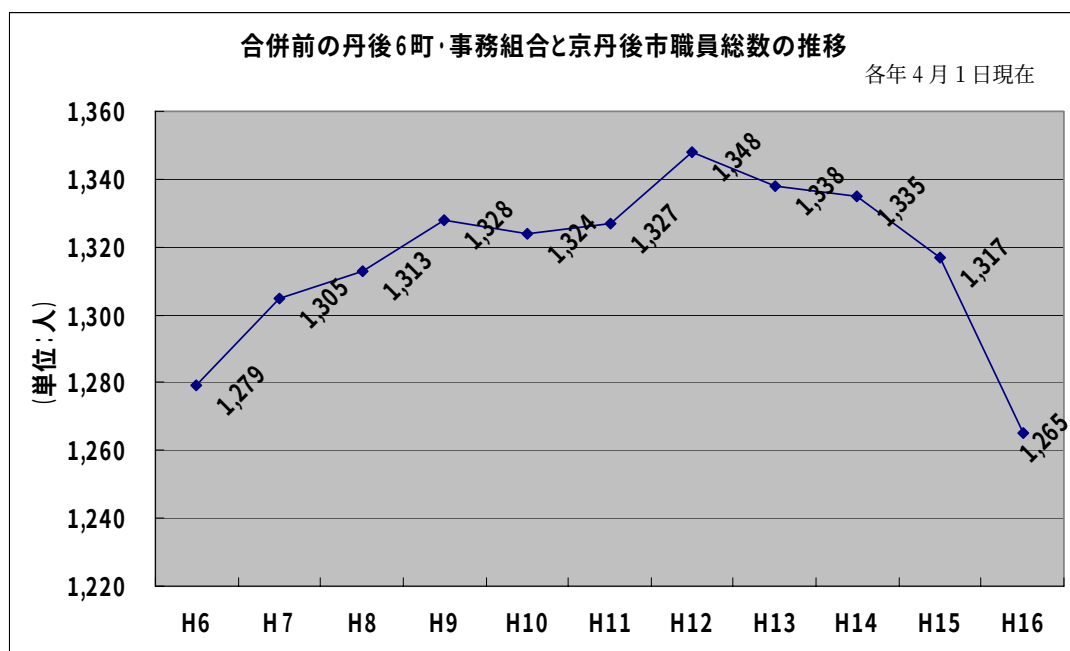
地震、風水害のみならず、鳥インフルエンザ、ごみ不法投棄、油流出に伴う海洋（河川）汚染等々、不測の事態、非常時に迅速で的確に対応機能し得る危機管理体制の整備や消防関連機関の連携の強化及び市民の危機意識の高揚を図る。

2 職員定員等の適正化

(1) 定員適正化計画の策定

一般行政部門（議会、監査委員、農業委員会部局を含む）及び特別行政部門（教育委員会部局、消防本部）の定員については、平成20年度末までを目標とした適正化計画を策定し、積極的な定員の適正化に努める。

また、職員定員の算定にあたっては、職員の再任用制度や臨時職員・パート職員の活用のあり方、さらには将来の組織を支える職員構造のあり方を検討して、財政の健全化と公共サービス向上の均衡を保ちつつ、本市の特性を踏まえた適正な定員を設定する。



(2) 給与制度の適正化

社会経済情勢の変化や、現在、政府によって検討されている公務員制度改革の動向等を踏まえ、職員の意欲が出る工夫もしながら諸手当を含めた給与制度のあり方を検討する。

3 職員人材育成の推進

市民の行政ニーズを的確に反映し、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供していくため、使命感を持って職務に邁進し行政運営を担う人材の確保及び育成を図ることを目的とした人材育成基本方針を策定する。

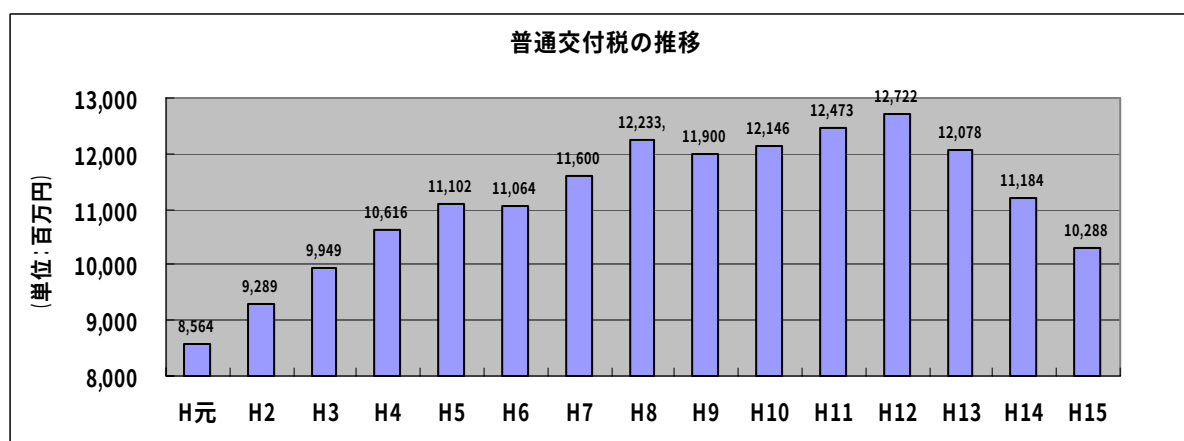
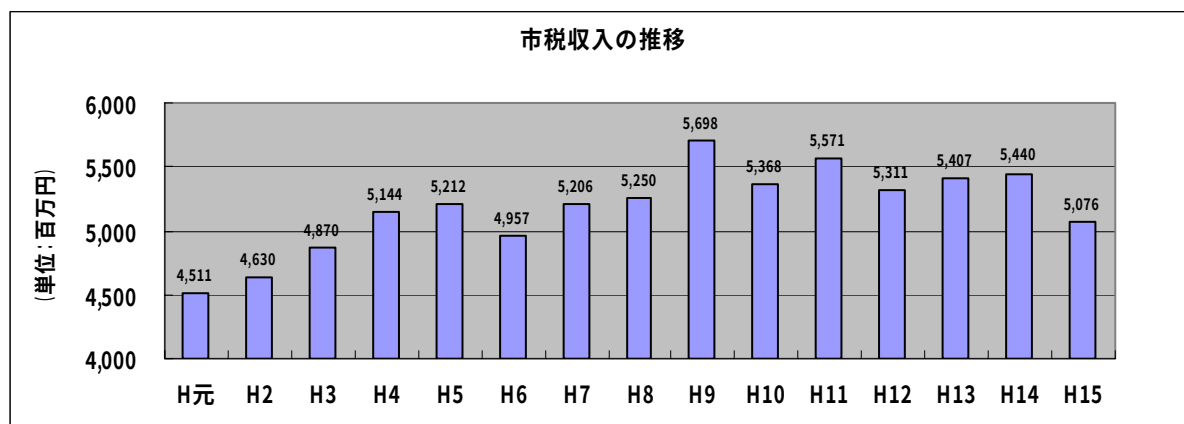
この方針は、人材育成・活用の重要性を認識し、本市組織経営の新たな理念と人事諸制度の改革の方向を示すものとして、また多様な人材の確保を図り、さらには個々の職員の能力開発の指針としても活用する。

また、職員の専門性を高める研修制度、管理職への登用基準などの任用制度のあり方、人事評価の仕組みなど、研修をはじめ、人事、給与などの各制度を総合的に検討して方針に盛り込み、地方分権時代に活躍できる人材を育成する。

4 財政の健全化

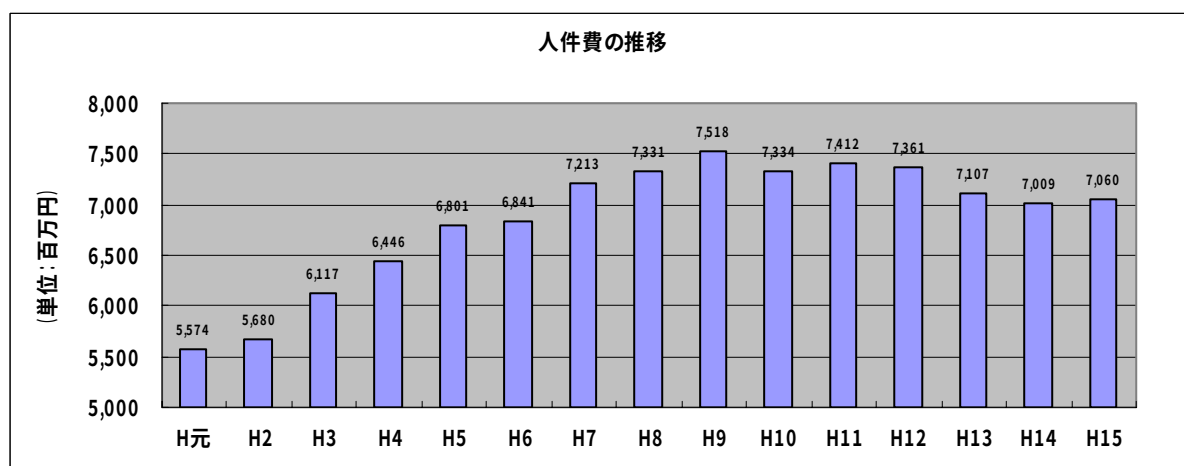
(1) 積極的な財源確保

財源不足の解消のため新税の導入研究、寄付金制度の活用、広告事業の導入など新たな財源を求めるほか、専任の税等の収納及び滞納整理体制の確立等による収納率の向上、受益者負担の見直し及び市有財産の処分、貸付等有効活用を図る。また、地域産業の振興、企業誘致等による税源の確保にも努める。



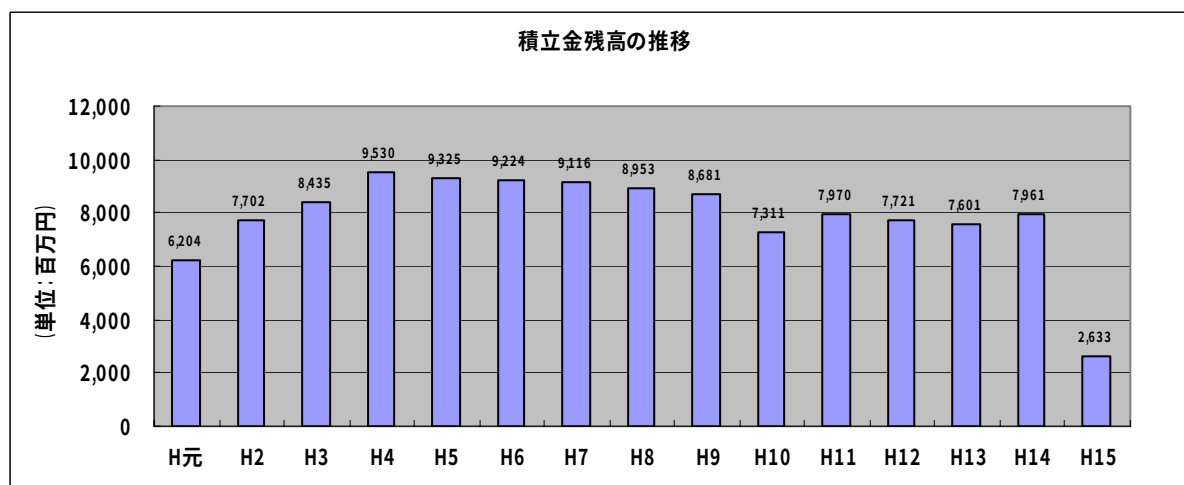
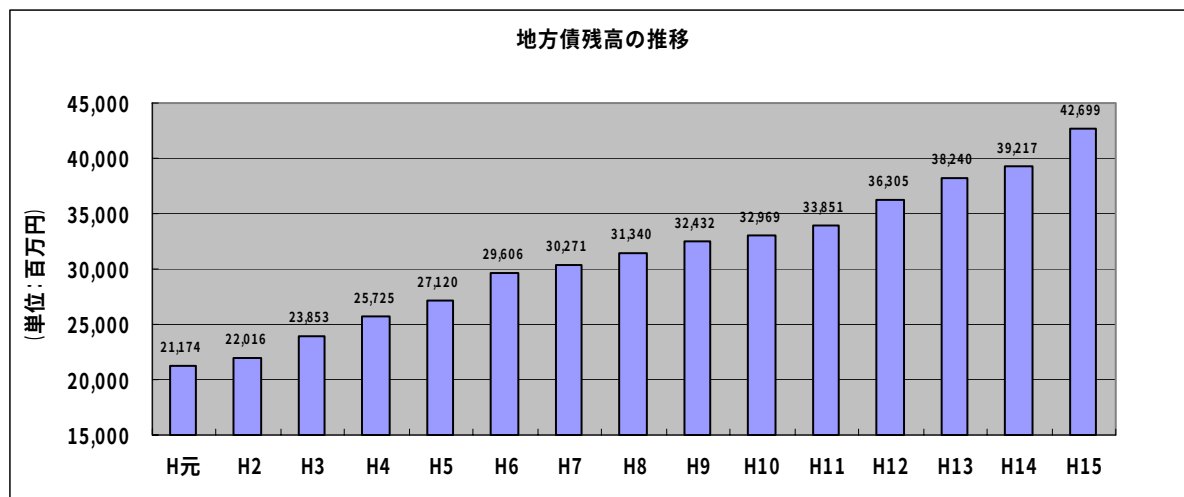
(2) 行財政運営のスリム化

現在の低成長時代の社会においては、事業選択によるスリム化と集中が必要で、行政の役割・責任を見直し、聖域にとられない事務事業・補助金等の見直し、定員の適正化による人件費の縮減、民間委託の推進、公共施設の統廃合を含めた総合的な見直しなど徹底的な行財政運営の効率化と適正化を図る。



(3) 財政計画の策定と情報公開による透明性の向上

中長期的な視点に立った財政計画を策定するとともに、将来への負担も配慮し、的確な財政分析と情報公開等によって、わかりやすく透明性の高い財政運営を推進する。



(4) 予算システムの改革

従来の積み上げ方式の予算から成果重視へ移行し、行政評価制度等の導入を進めるなかで歳出の抑制に努め、各部局が、自主的に優先順位の決定や事業の見直しができ効率的な行財政の運営が可能となる予算システム等の改革を検討する。

5 補助金の適正化

(1) 補助金の再構築

本市補助金は、合併により旧町からの補助金が相当数残っているため、市民の審査機関の設置、市民からの寄付金制度の活用、地域通貨の導入や公募補助金の拡充などにより、前例にとらわれない見直しについて検討を行い、公平・公正な本市の補助金として再構築を図る。

(2) 交付基準の明確化

補助対象事業の内容を公益性・公平性の観点から見直し、客観的で明確な判断のできる交付基準を策定し、補助金の適性化を図る。

その中で、団体等への補助金は、自立できるまでの一定期間に限って支援する方策など団体の自主性・自立性を促すため、その補助回数の上限を設けることなどを検討する。

(3) 補助金の公表

個人情報の保護に留意し、補助金の内容や金額等を公表することにより、行政の透明性の確保、情報の共有を図る。

6 事務事業の見直し

(1) コスト削減の徹底と規制緩和等

厳しい財政状況の中で、事業の重点化、事務の共同化、競争性の確保などにより事務事業や公共工事のコスト削減の徹底を図る。

特に、イベントなど合併により生じている不均衡については、市民の理解を得ながら見直しを推進する。

許認可等の規制や手続きについては、サービス向上の観点から規制緩和等も含め、見直しを検討する。



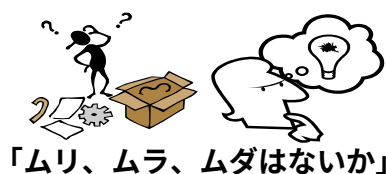
「あれもこれも」



「あれかこれか」

(2) 行政品質の向上

行政評価制度に基づき徹底した事業・施策の検証を行うとともに、民間委託の推進、補助金の整理合理化を図るなど、事業・施策の存廃も含めた見直しを進め、事務事業の効率的、効果的な執行や品質向上を図る。



「ムリ、ムラ、ムダはないか」



「気づけば即座に改革改善」

(3) 公正の確保と透明性の向上の推進

公共工事等の入札や契約手続きの公平性、透明性、競争性の改善など、行政活動の情報公開度を高め、透明性の向上を図る。

第4節 その他

地方分権の進展や市民のニーズの多様化など、行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、議会の役割はますます重要となっている。

したがって、議会機能の重要性及び市民の代表としての議会の役割に鑑み、なお一層議会活性化のための方策を期待するものである。併せて、人口当たりの議員定数、報酬額などについて、他市の状況と比較検討するなど、常に妥当なものとなるよう行政としても留意する。

第3章 改革の実現に向けて

1 大綱の目標年度

平成 20 年度末を目標とする。

2 行財政改革推進体制と進行管理

市民意見の反映を図るための行財政改革推進委員会の審議、意見を踏まえながら、行財政改革推進本部を中心に、本市の行財政改革を推進する。

大綱の推進にあたっては、速やかに推進計画を策定し、毎年度、進行状況を点検・評価するとともに、定期的に委員会に報告し、その提言を踏まえて、必要な見直しを行う。併せて、実施状況を市議会や市民へ公表する。

語句の説明

市民……住民、自治組織、事業者、事業者団体、NPOなどを総称して使用している。

公共サービス……サービスを行う主体に関係なく、公共性のあるサービスのすべてを「公共サービス」とし、このうち市役所が主体となり単独で行う公共サービスを「行政サービス」として使用している。

また「公共サービス」は、この行政サービス以外にも、市民と行政との協働によって行うサービスや、市民のみが主体となって行う公共サービスなどもあると考えられ、これらを総称して使用している。

トップマネジメント……トップマネジメントとは、一般的に経営層のことを指すが、経営層の指揮・統制を中心にした経営管理方式まで含める場合もある。特にマネジメントシステム規格においては、マネジメントシステムの方針・目標を定める責任を負う人（場合によって複数）を意味する。

パブリックコメント制度……京丹後市民意見提出手続要綱に定めるもの。内容については、広く市民生活にかかわりのある市の基本的な事業・施策等を定める過程において、その立案段階における市の考え方又は事業等の内容を広報紙・ホームページにより公表して、市民からの意見を募り、市は市民から提出された意見を考慮して最終的な計画等の案を策定するとともに、提出された意見に対する市の考え方や最終的な計画等の案を公表するものである。

NPO……NPOとは、Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略称で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称である。

寄付金制度……市が実施する事業に対し、企業や個人篤志家などから寄付金を募り、それを事業に充てることなどを制度化したものである。

地域通貨……特定の地域、特定の分野だけで流通する限定通貨。ボランティア活動の対価として、物やサービスの提供が受けられる通貨など、さまざまな形があり、各地に広がっている。法定通貨（国が発行する円）とは違い、地域の活性化のために、その地域が独自で発行し、物やサービスを特定の地域の中で循環させることによって、市場では成り立ちにくい価値を支えていくための社会システムである。